

1

推進体制

計画の推進にあたり、本市の社会福祉に関する事項を調査・審議する機関である「社会福祉審議会（地域支援専門分科会）」において、本計画の進捗状況を把握し、評価を行います。

2

評価の考え方と指標

計画の評価にあたっては、「市民意識調査」などの指標を用いるとともに、各分野別計画における地域福祉に関連する指標を参考にします。

また、定量的な評価にとらわれず、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのかなど、直接的な成果として得られてきたものやその広がりや影響にも着目することとします。

指標	目標
【地域福祉に関する市民意識調査】 居住している地域で「支え合い」を感じている人の割合	令和元年度 感じる 16.0% どちらかといえば感じる 37.9% →合計 60%
【地域福祉に関する市民意識調査】 頼りたいときに頼れる人がいる人の割合	令和元年度：80.3% →85%
協議体（校区の作戦会議）に取り組んでいる校区の数（累計）	令和元年度：51 校区 →令和7年度：100 校区

地域福祉に関連する主な計画と指標

本計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を包含する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉・介護保険、障害者福祉、子ども・子育て、健康増進など関連する計画と調和を図り、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図ります。

【関連する主な計画】

■いきいき長寿プラン（令和3～5年度）

（介護保険事業計画・老人福祉計画、オレンジプラン、成年後見制度利用促進計画）

● 「高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり～人生100年時代の到来～」を基本目標に掲げ、高齢期に至っても、仕事や地域活動に取り組みながら健やかに過ごし、地域とのつながりを持ち、住み慣れた地域で、人生の最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指します。高齢者も、年齢だけで一律に支援を受ける側になるのではなく、できる範囲で社会の担い手・支える側になっていただくという視点で、高齢者施策の推進を定めた計画です。

● 地域福祉の推進について、地域包括ケアシステムの構築に向けて連携した取り組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
【生きがい・社会参加・地域貢献の推進】 過去1年間に地域活動等に「参加したことがある」と答えた高齢者の割合（一般高齢者）	令和元年度：30.4% →増加
【見守り合い・支え合いの地域づくり】 「何か困ったときに助け合える人」が近所にいる人の割合（一般高齢者）	令和元年度：30.3% →増加

■北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和4年度）

● 障害のある人が地域で暮らし、地域の一員として自ら望む生活ができる共生社会の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための政策を総合的に推進する計画です。

障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指し、「障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念に掲げています。

● 地域福祉の推進について、障害のある人も地域の一員として生活できる、共生社会のまちづくりに対応するための連携した取り組みを行います。

■元気発進！子どもプラン（第3次計画 令和2～6年度）

●子どもの健全育成や子育て支援を推進するための総合計画です。子どもたちが夢や希望を持ち続け、あきらめることなく目指す道を歩いていけるよう、子どもの成長と子育てを「オール北九州」で応援し、「みんなの笑顔があふれるまち」の実現を目指します。

●子育ての第一義的責任は保護者にあるものの、子育ては次代の担い手を育成する営みでもあることから、地域社会全体（家庭、学校、企業、行政）が力を合わせて、子どもと子育て家庭を支えていく環境づくりに取り組みます。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
子育てを支えてくれる人がいる人の割合	令和元年度 就学前 97.1% 小学生 97.3% 中学生 94.6% →増加
子育てに関して相談できる人（場所）がいる（ある）人の割合	令和元年度 就学前 97.0% 小学生 97.4% 中学生 95.5% →増加

■第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（令和元～5年度）

●本市の教育振興に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法に基づき策定した計画です。

自立し思いやりの心をもつ子ども、新たな価値創造に挑戦する子ども、本市に誇りをもつ子ども、という3つの具体的な目指す子どもの姿を掲げ、目標を共有し、一体となって取組みを推進します。

●地域福祉の推進について、子どもの教育を通じた地域の関わりなど連携した取組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
【全国学力・学習状況調査】 人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（社会貢献意識の向上）	(小学校6年生) 平成30年度 94.7% (全国 95.2%) →令和5年度 全国平均以上 (中学校3年生) 平成30年度 94.4% (全国 94.9%) →令和5年度 全国平均以上
【全国学力・学習状況調査】 地域の行事に参加するという児童生徒の割合（地域や社会への関心）	(小学校6年生) 平成30年度 64.4% (全国 62.7%) →令和5年度 全国平均以上 (中学校3年生) 平成30年度 44.1% (全国 45.6%) →令和5年度 全国平均以上

■北九州市生涯学習推進計画（令和3～7年度）

●市民一人ひとりの自己実現や学習した成果を活動に活かす自主的・主体的な学習活動を支援し、循環型生涯学習社会づくりを目指す計画です。

市民の学習活動を総合的に推進するため、「市民が学び、つどい、まちは輝く。学びと活動の環を広げよう。」を目標に、学びを通じて地域課題に対する住民の関心を高めるとともに、住民同士の結びつきを強め、「住民主体のまちづくり」を推進します。

●地域福祉の推進について、市民の生涯学習の視点から地域課題に対応するための連携した取り組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
「学習成果を地域活動やボランティア活動など社会に貢献したい」と回答した人の割合 《市政モニターアンケート》	令和元年度：85.9% →令和7年度：95%
「地域活動のリーダーやボランティアが増加していると感じる」と回答した人の割合 《市政モニターアンケート》	令和元年度：30.6% →令和7年度：50%

■第二次北九州市健康づくり推進プラン（平成30～令和4年度）

●次世代を担う子どもや若者をはじめとするすべての市民が、社会とのつながりの中で、健やかで心豊かに生活できる幸福な社会の実現を目指します。その実現にあたっては、超高齢社会に対応した持続可能な社会を確保できるよう、市民の健康寿命の延伸や医療費の適正化に努めます。そのためには、地域、行政、企業などあらゆる主体が一体となって健康づくりに取り組み、市民一人ひとりの自律的・主体的な健康づくり活動を支援する健康都市を目指します。

●地域福祉の推進について、子どもから高齢者まで健やかで心豊かに生活できる健康都市を目指して、地域、行政、企業など連携した取り組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
この1年間地域活動・ボランティア活動へ参加した高齢者の割合	平成28年度 地域活動 31.8% →増加 ボランティア 8.8%
地域との交流を楽しんでいる者の割合（40歳以上）	平成28年度 27.7% →令和4年度 51.0%

■北九州市ホームレス自立支援実施計画（第4次） （令和元年度～5年度）

- 自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人に対し、地域において健康で文化的な安定した生活を送ることを支援するため、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域の理解と協力を得つつ必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 地域福祉の推進について、地域と連携したホームレスの自立支援など、地域の理解と協力を得ながらホームレスに関連する諸問題の解決に向けて連携した取組みを行います。

■北九州市安全・安心条例 第2次行動計画（アクションプラン） （令和2～6年度）

- 北九州市安全・安心条例の規定で「安全・安心なまちづくり」に関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画です。第2次行動計画では、「日本トップクラスの安全なまち」「誰もが安心を実感できるまち」を目指す姿として掲げ、「自転車盗・万引き行為防止対策の推進」「性暴力を根絶するための取組の推進」「犯罪をした者の立ち直り支援」の施策を新たに加えました。

さらに、息の長い社会復帰支援を推進し、生い立ちや年齢、障害などの有無にかかわらず、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

- 地域福祉の推進について、安全・安心なまちづくりを目指し、行政、市民、地域団体、事業者等が一体となり、総合的・継続的な取組みや再犯防止について連携した取組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
「安全だ（治安が良い）」と思っている市民の割合	平成30年度 85.2% →令和6年度 90%以上

■北九州市自殺対策計画（平成 29 ～令和 8 年度）

- 市民一人ひとりが、つながり、支え合うという価値観を育て、誰もが明日に希望が持てる社会の実現に向け、「生きるための支援」や市民が主役となる「こころの健康づくり」の活動を支援するため、「自分らしく生きる喜びを実感できるまち・北九州」を基本理念に掲げています。
- 地域福祉の推進について、誰もが明日に希望が持てる社会の実現に向け、市民一人ひとりのつながりや支えあいについて連携した取組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
自殺死亡率 (人口 10 万人当たりの自殺死亡者数)	平成 27 年度 19.04 人 →令和 8 年度 13.33 人 (30% 減少)

■北九州市人権行政指針第 2 次改訂版（令和 2 年 10 月）

- 人権を尊重するという文化が北九州市民の日常生活の中に築かれ、まちづくりの主役である市民と北九州市とが力をあわせて「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や基本的な視点、施策の方向性を明らかにした指針です。
さらに、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に示された地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るための指針です。
- 指針では、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの法整備のほか、SNS の急速な普及に伴う人権侵害、LGBT 等と呼ばれる性的少数者の人権、様々なハラスメントなど個別の人権課題に対する本市の取組み状況も掲載しています。
- 地域福祉の推進においても、本指針に掲げた理念や考え方を踏まえ、人権が尊重されるまちの実現を目指し連携した取組みを行います。

■北九州市国際政策推進大綱 2016

●本市の海外との交流に関する分野および外国人市民に関する分野について、方向性を定めた大綱です。

基本方針に「多様性が力となる多文化共生の推進」を掲げ、多様な文化や言語を背景とした外国人市民も、安全で安心して暮らせるようなまちづくりを進めるとともに、地域の担い手となって活躍できるような施策を推進します。

●地域福祉の推進について、外国人市民の地域社会への参加の促進や、多文化共生の地域づくりの担い手の育成・支援などについて連携した取組みを行います。

■北九州市住生活基本計画（第2期） 平成30年～令和9年

●本市の住まいを取り巻く環境の変化に的確に対応するために、住宅や居住環境といったハード整備とソフト施策に総合的に取り組み、「市民の住生活の質」のさらなる向上を目指す計画です。

「住生活」とは、いわゆる国民生活の三要素である「衣食住」の「住」に係るもので、住宅そのものだけでなく、自然災害に対する安全性やコミュニティの形成など地域における住環境の形成、交通サービスや福祉サービスなどの居住サービスを含んでいます。

●多様化する住宅確保要配慮者への対応は重要であり、公共と民間が役割分担や連携しながら、ハード・ソフトの両面から居住の安定確保を進める必要があることから、「居住支援協議会と民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化」を重点テーマとして位置づけています。

●地域福祉の推進について、住宅セーフティネット機能の充実に向けて連携した取組みを行います。

■北九州市地域福祉活動第六次計画 2021年度～2025年度（令和3年度～7年度）

※社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会が策定

●この計画は、行政と社会福祉協議会が一体となって本市の地域福祉を進めていくために、「北九州市の地域福祉 2021～2025」（北九州市地域福祉計画）と整合を図りながら、校（地）区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、NPO・ボランティア団体のほか、社会福祉法人や企業、保健・医療・教育などの関係機関などが協働し、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現をめざすものです。

●計画の推進主体は、北九州市社会福祉協議会が中心となって、地域住民の主体的な参加のもと、構成団体をはじめ地域福祉に関係のある機関・団体と協働しながら計画的に進めます。

<参考>

北九州市地域福祉活動第六次計画

【基本理念】

『みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり』

【基本目標】

- 基本目標Ⅰ 福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう
～見守りのしくみの充実～
- 基本目標Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう
～話し合いのしくみの充実～
- 基本目標Ⅲ 一人ひとりの困りごとを助け合おう
～助け合いのしくみの充実～